

現地法人の決算と決算後に行う手続きについて

中国に設立された現地法人は、原則として暦年をもって決算期とされており、12月31日に決算期日を迎えます。現地法人は、決算を迎えた後に、一定の行政手続き、税務上の手続きを行わなければならないものとされていますが、今回は決算及び決算後に行う手続きについて解説します。

1. 決算の確定と会計年度監査

中国では、会社は毎月、税務局に対して税務申告を行いますが、この際、税金の税務申告書とともに当月の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）を提出しなければなりません。そのため、12月までの利益状況と12月末現在の資産状況については、12月分の税務申告を行うまでに確定していることとなります。この意味では、12月分の税務申告までに作成された財務諸表が当決算期の財務諸表であるということが出来ます。一方、多くの外資企業では決算を迎えた後に会計年度監査を受けますが、通常は、この会計年度監査において登録会計士の指導を受けながら決算修正を行います。そのため、会計年度監査を受ける会社については、年度監査報告書に添付される財務諸表をもって当決算期の財務諸表であるということが出来ます。

なお、中国においては、各地域の財政局が年度会計報表と呼ばれる財務諸表のフォーマットを作成し、会計年度監査において監査される財務諸表もこのフォーマットに基づくものですが、この年度会計報表は、概略的な利益状況と資産状況を報告するものであり、明細まで表示されるものではありません。そのため、決算の内訳を確認するためには、別途内訳資料の作成が必要となります。

2. 工商年度報告と連合年度報告

外資企業は、決算確定後、工商行政管理局及び商務部門をはじめとする会社を監督する各行政機関に対し、年度報告を行う必要があります。これらの手続きは、従来は、行政機関による企業の経営活動に対する検査手続きとしての意義を有しており、手続としても煩雑なものでした。しかしながら、昨今の行政改革を経て、現在では企業の各行政機関に対する報告手続きとしての意義を有するにすぎず、インターネットを通じて必要な情報を提出して報告を行うことで足りります。

年度報告手続きは、工商年度報告と連合年度報告、その他の行政機関に対する個別の年度報告、に分かれており、工商年度報告は1月1日～6月30日の間に実施すべきこととされています。

3. 企業所得税の確定申告

企業所得税は、1月1日～12月31日（暦年）の1年間を課税年度とし、この課税年度における企業の所得に対して課税されます。このように一般の会社においては決算期と企業所得税の課税年度とが一致しているため、会社は、決算確定後、税務局に対して企業所得税の確定申告を行い、当課税年度における企業所得税の税額を確定させ納税を行います。企業所得税は、予定納税制度が採用されているため、課税年度内においても、税務局から認定を受けた一定の期間（1ヶ月、四半期、半年）における財務諸表上の利益を基礎として、企業所得税が予定納税されています。そのため、企業所得税の確定申告時においては、課税年度における企業所得税を確定させたうえで、課税年度中に予定納税された税額を控除した金額を納税することになります。

企業所得税の確定申告は、法令上は5月31日が申告期限とされておりますが、会社を管轄する税務局より法令上の期限よりも前の期日が申告期限に指定される場合があります。

4. 注意事項

このように、決算の確定と決算後に行う手続きとの間には一定の関連性がありますが、これらの手続きは通常は財務担当者などの担当者が行っています。確かに、会計年度監査を受ける会社においては決算の確定に登録会計士が関与しますが、これらの手続きには、必ずしも総経理や出資者が直接関与することは必要とされていません。しかしながら、いうまでもなく決算の確定や企業所得税の申告内容は出資者である日本本社にとって重要性を有する事項ですので、上記の手続きの流れを踏まえ、必要に応じて手続きの内容を確認するプロセスを実施する必要があるものといえます。

■決算の確定と決算後に行う手続きの概要

手続き	手続きの内容	備考
決算の確定	当期決算財務諸表の確定	通常は財務担当者が確定
会計年度監査	登録会計士による決算財務諸表の監査	事実上、登録会計士の指導を受けながら決算を確定させる手続きといえる
企業所得税の確定申告	確定された決算を基礎として、当年度の企業所得税の税額を確定	通常は財務担当者が実施 期限：翌年5月31日 ※管轄する税務局からの情報に注意
工商年度報告	工商行政管理局に対する年度報告を実施	期限：翌年1月1日～6月30日
連合年度報告	「商務委員会（商務部門）」「税務局」「財政局」「統計局」に対する統一の年度報告を実施	制度が流動的であり、期限についても毎年異なるため注意が必要
その他行政機関への年度報告	1. 税関 2. 外貨管理局 3. 他の監督を受ける行政機関	

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-864-0244